

宇治市学校給食センター整備事業

事業者選定基準

令和5年6月

宇治市

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 選定の概要等	1
2.1. 選定方式	1
2.2. 選定方法	1
2.3. 選定の体制.....	1
3. 選定の手順	2
4. 競争参加資格審査	3
5. 提案審査（基礎審査）	3
5.1. 審査項目	3
5.1.1. 提案書類の確認.....	3
5.1.2. 提案価格の確認.....	3
5.1.3. 基礎項目審査	3
6. 提案審査（性能審査）	4
6.1. 審査項目	4
6.1.1. 性能審査の基本方針	4
6.1.2. 審査における大項目別の配点.....	4
6.1.3. 審査項目の加点基準	4
6.2. 性能審査項目の評価基準.....	5
6.2.1. 事業方針に関する提案.....	5
6.2.2. 施設整備に関する提案.....	6
6.2.3. 開業支援に関する提案.....	7
7. 提案価格の開示	8
8. 提案価格の得点化方法	8
9. 総合評価	8
10. 優先交渉権者の決定	8
10.1. 優先交渉権者の決定	8
10.2. 結果及の公表	8
10.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	8

1. 本書の位置づけ

本事業者選定基準は、宇治市（以下「市」という。）が宇治市学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市と契約を締結し、本事業を実施する事業者を決定するための方法及び基準を示すものであり、募集要項と一体をなすものである。

2. 選定の概要等

2.1. 選定方式

本事業を実施する事業者には、宇治市学校給食センター（以下「本件施設」という。）の施設整備業務及び開業支援業務の各業務を通じて、効率的・効果的で事業者の幅広い高度な技術的能力やノウハウ等が求められるものであり、それらを総合的に評価して選定することが必要となる。

従って、最優秀提案者の選定に当たっては、提案価格のほか、施設や設備機器及び調理機器等の性能等、各業務の達成に必要な事業能力を総合的に評価し優先交渉権者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用して行う。

2.2. 選定方法

選定は、事業者の競争参加資格の有無を判断する「競争資格審査」と、事業者の提案内容を審査する「提案審査（基礎審査、性能審査）」の2段階に分けて実施する。

なお、資格審査の結果は、応募者の選定をするためにのみ用いるものとし、提案審査には持ち越さない。

2.3. 選定の体制

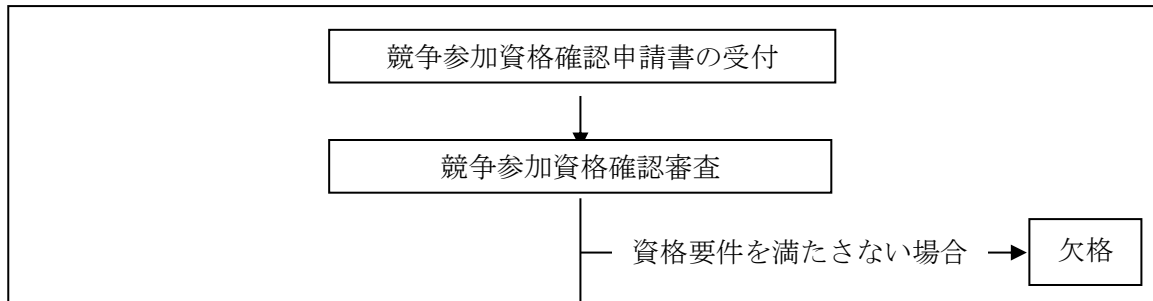
審査にあたっては、市が設置した宇治市学校給食センター検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びに応募者より提出された提案価格書及び提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、検討委員会における審査は非公開とし、委員名簿も現時点では非公表としている。

3. 選定の手順

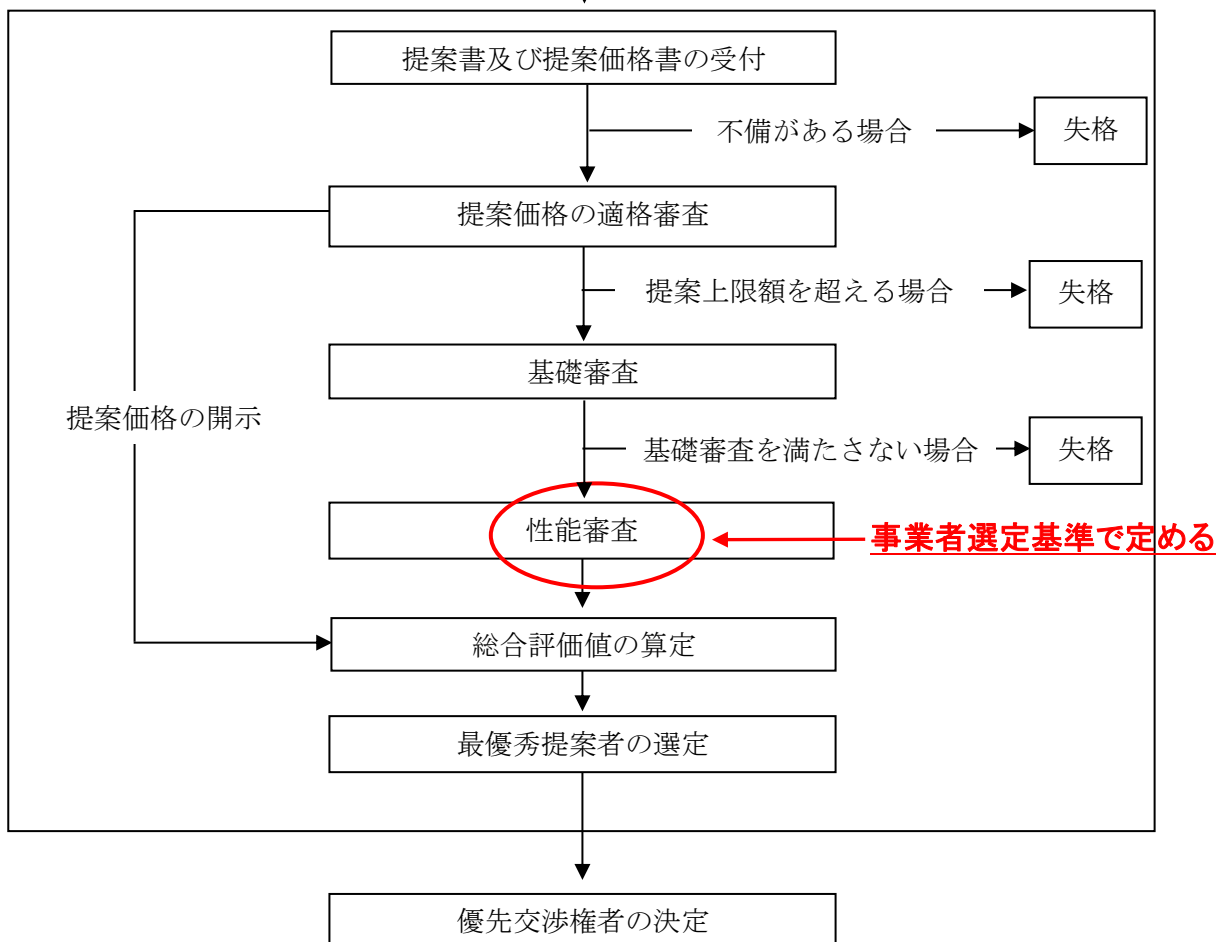
審査の流れについては、以下のとおりである。

(1) 競争参加資格審査：令和5年8月下旬に実施



(2) 提案審査

：令和5年9月下旬～11月上旬に実施



4. 競争参加資格審査

資格審査は、募集要項等に示す事業者の備えるべき資格要件を満たしているか否かの確認を行う。1項目でも参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。審査の結果は代表企業に通知する。

なお、本資格審査を通過した応募者のみ提案書類の提出を行い、「5. 提案審査」以降の提案審査を行うものとする。

5. 提案審査（基礎審査）

5.1. 審査項目

基礎審査に当たっては、提案書類に記載された内容が次の項目を満たしていることを確認する。なお、以下の項目を満たしていない場合は失格とし、市はその結果を代表企業に通知する。

5.1.1. 提案書類の確認

市は、提出された提案書類が募集要項等の指定のとおり揃っているかを確認する。

確認において、以下の全てを満たしていない場合は失格とする。

ア 提案書類全てが揃っており、その全体について様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）になっていること。

イ 提案書類全体について、提案事項間の矛盾等がないこと。

5.1.2. 提案価格の確認

市は、提案価格書に記載された提案価格が提案上限額を超えていないことを確認（適格審査）する。提案価格が提案上限額を超える場合は、失格とする。

なお、ここで行うのは提案価格の適格審査のみであり、性能審査が完了するまで、市は個別の提案価格を検討委員会に開示しない。

5.1.3. 基礎項目審査

市は、応募者の提案内容が要求水準の基礎項目を満たしているかについて審査を行う。

また、1項目でも要求水準の基礎項目を満たしていない場合、又は基礎項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の基礎項目は、以下のとおりである。

基礎項目	審査基準
①事業計画に関する事項	実現可能な事業工程となっていること。
②施設整備業務に関する事項	要求水準に示す性能・仕様であること、又は同水準以上の性能・仕様であること。
③開業支援業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。

6. 提案審査（性能審査）

6.1. 審査項目

検討委員会は、基礎審査を通過した応募者の提案についてのみ性能審査を行うものとする。

性能審査は、提案書類に記載された内容について、以下の方法に従い点数化する。

6.1.1. 性能審査の基本方針

提案内容の点数化（配点及び加点基準）に当たっては、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定する。

性能審査は、事業者の提案内容について、以下に示す性能審査項目について加点基準に応じて点数化する。性能審査は、配点 700 点を満点とし、その内訳は「性能審査項目の評価基準」に示す。

6.1.2. 審査における大項目別の配点

前述の性能審査の基本方針を踏まえ、配点を次のとおりとする。

性能審査事項	配点
事業方針に関する事項	120 点
施設整備に関する事項	530 点
開業準備に関する事項	50 点
合計	700 点

6.1.3. 審査項目の加点基準

評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により性能点を付与する。

	評価内容	採点レート
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている	当該項目の配点×100%
B	A と C の中間の提案内容	当該項目の配点×75%
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている	当該項目の配点×50%
D	C と E の中間の提案内容	当該項目の配点×25%
E	要求水準書の記載を超えない提案内容	当該項目の配点×0%

※事業方針に関する提案の「③ 地域社会、地域貢献への配慮（定量評価）」については、発注額に基づく算定式により評価する。（算定式の詳細は後述）

6.2. 性能審査項目の評価基準

性能審査項目毎の評価基準及び配点は、以下のとおりとする。

6.2.1. 事業方針に関する提案

評価項目		配点	様式
事業 方針	① 事業実施方針、実施体制 ・市の考えを理解し、本件施設の整備における取り組み姿勢、基本的な考え方が適切であり、優れた提案がされているか。 ・事業の実施体制や各責任者の資質、企業間の連携方法が、本事業の特性を踏まえてふさわしいものとなっており、優れた提案がされているか。 ・各業務の履行に係るリスクが適切に想定されており、それらのリスクに対するリスクマネジメント策について、優れた提案がされているか。	30	様式 12-1
	② 地域社会、地域貢献への配慮（定性評価） ・建設時における市内業者の活用や資材等の調達など地域経済への貢献について、具体的、かつ優れた提案がされているか。 ・施設運用時における周辺地域をはじめとした地域社会への貢献や配慮について、優れた提案がなされているか。	30	様式 12-2
	③ 地域社会、地域貢献への配慮（定量評価） ・市内企業への発注割合（発注額）はどの程度か。（定量評価※） ※ 評価点＝60点×（応募者の市内企業への発注額／応募者のうちの市内企業への最高発注額）	60	様式 12-3
	(計)	120	

6.2.2. 施設整備に関する提案

	評価項目	配点	様式
施設 整備	① 全体計画（造成計画、配置計画、動線及び外構計画） <ul style="list-style-type: none"> ・造成計画を含め、敷地の特性に配慮した配置計画となっており、優れた提案がされているか。 ・本件施設用地内の動線計画（食材搬入、給食の配送・回収、一般車両、歩行者等）は、安全性、機能性に配慮した優れた提案がされているか。 ・駐車場、駐輪場、洗車場及び配送車両の待機スペース等の外構が適切に計画され、円滑かつ安全な出入りが可能となるよう工夫された、優れた提案がされているか。 ・運営委託事業者用駐車場の設置台数の確保について、優れた提案がされているか。 	80	様式 13-1
	② 衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> ・安全面、衛生面に十分に配慮した作業動線、室配置等について、優れた提案がされているか。 ・先行事例もふまえた、効果的な衛生管理の提案がなされているか。 ・HACCP の概念を取り入れ、汚染作業区域と非汚染区域のゾーニングが適切に区分された内部計画とする等、優れた提案がされているか。 	80	様式 13-2
	③ 作業環境 <ul style="list-style-type: none"> ・最大 6,500 食、2 献立の調理であることを踏まえたうえで、2 時間喫食に対応できる効率的な室配置やゆとりある作業環境（ヘルスケアを含む）について、優れた提案がなされているか。 ・調理員の作業安全性及び快適性（作業環境等）に配慮した、優れた提案がなされているか。 	50	様式 13-3
	④ アレルギー対応食対応 <ul style="list-style-type: none"> ・除去すべき原因食品を確実に除去することが求められるアレルギー食専用調理室について、優れた提案がされているか。 ・2 献立対応をはじめ、きめ細かなアレルギー対応食対応が可能な調理設備等について、優れた提案がされているか。 ・アレルギー対応について、将来的な調理数の増加等にも対応しやすいものとなっているか。 	50	様式 13-4
	⑤ 食育推進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・見学者が興味を持つ魅力ある食育設備等について、優れた提案がなされているか。 ・効果的に見学や研修等を行える施設について、優れた提案がなされているか。 ・ICT を活用した食育の実施に関して、本市基本計画に示す取り組みの充実に向けた効果的な設備・備品等の設置について、優れた提案がされているか。 ・献立試作室の室内計画や設備・備品等計画、見学通路の提示物について、優れた提案がされているか。 	50	様式 13-5
	⑥ 調理設備・備品計画 <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備・備品計画は、最大 6,500 食、2 献立、かつ市の想定する調理に対応した具体的、かつ優れた提案がなされているか。 ・高度な衛生管理が可能であり、調理員が使いやすく、作業のしやすい調理設備・備品の導入について、優れた提案がされているか。 ・ルウから手作りするカレーや、寒天を手作りするフルーツかん等、市が 	50	様式 13-6

	想定する手作り調理を可能とする調理設備・備品について、優れた提案がされているか。		
	⑦ 防災への配慮 ・災害時等の停電時にも炊飯機・回転釜・事務室の稼働による一部の給食を調理できる施設について、優れた提案がされているか。 ・地震時や火災時の避難安全対策、強風対策及び落雷対策等、自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とするための優れた提案がされているか。	50	様式 13-7
	⑧ ライフサイクルコストや環境負荷低減への配慮 ・温室効果ガスの削減（CO2 発生等）、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、省資源等について十分配慮した、優れた提案がされているか。 ・特に、ガスコージェネレーションシステム等の導入により、電気・ガス等および発電時に発生した熱を有効活用し、ランニングコストも踏まえた最適なエネルギー利用について、優れた提案がされているか。 ・廃棄物の減量、リサイクル、自然環境の保護等について、優れた提案がされているか。 ・建築設備及び調理機器等の長寿命化やライフサイクルコスト（更新費等含む）の削減について、優れた提案がされているか。 ・将来的な大規模修繕や設備等の更新時に本施設の運営に与える影響を最小限に留めるような工夫について、優れた提案がされているか。	50	様式 13-8
	⑨ 施工計画（安全確保） ・工事期間中における安全確保（周辺住民、工事関係者とも）や工程管理のほか、施工時の品質管理を適切に行うための具体的、かつ優れた提案がされているか。 ・事業期間にわたり騒音、振動、臭気、粉塵発生の抑制等、周辺環境への影響を最小限に抑えるための工夫について、効果的、かつ優れた提案がされているか。	30	様式 13-9
	⑩ 施工計画（工程計画） ・施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある施設整備スケジュールについて、優れた提案がなされているか。 ・令和 8 年度早期に供用開始する工夫について、優れた提案がされているか。	40	様式 13-10
	(計)	530	

6.2.3. 開業支援に関する提案

評価項目		配点	様式
開業支援	① 開業支援 ・開業をスムーズに行うことができるよう、設備機器の説明等、具体的に実効性のある開業支援策について、優れた提案がされているか。 ・事業期間終了後の設備機器の説明等、運営支援に関する具体的、かつ優れた提案がされているか。 ・開業支援の内容について、要求水準に示した業務以外の内容について、優れた提案がされているか。 ・開業支援に限らず、施設整備段階においても運営事業者側の要望を反映する取り組み、維持管理等について、優れた提案がされているか。	50	様式 14
	(計)	50	

7. 提案価格の開示

検討委員会による性能審査の後、市は、提案価格を検討委員会に開示する。

8. 提案価格の得点化方法

提案価格を対象として、以下に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 性能審査に進んだ全応募者のうち、提案価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- ・ その他の応募者の価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該応募者の提案価格（当該提案価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

9. 総合評価

検討委員会は、算定した性能点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点 (700 点満点)} + \text{価格点 (300 点満点)}$$

10. 優先交渉権者の決定

10.1. 優先交渉権者の決定

市は、競争参加資格確認審査及び提案内容審査による最優秀提案者の選定結果を受けて、優先交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、性能点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、性能点も同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

10.2. 結果及の公表

市は、検討委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

10.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、応募者が1者であった場合も競争参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、競争参加資格審査及び性能項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合、及び性能項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（性能点が700点中420点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。